

平成30年

目黒区教育委員会

第21回定例会会議録

(平成30年6月12日開催)

第21回目黒区教育委員会定例会会議録

開催年月日 平成30年6月12日

開催場所 教育委員会室

出席委員	教育委員会教育長	尾崎 富雄
	教育委員会教育長職務代行者	笹尾 敦夫
	教育委員会委員	中山 ひとみ
	教育委員会委員	後藤 幸子
	教育委員会委員	櫻井 道雄

出席職員	教育次長	野口 晃
	教育政策課長	山野井 司
	学校統合推進課長	和田 信之
	学校運営課長	村上 隆章
	学校施設計画課長	鹿戸 健太
	教育指導課長	田中 浩
	教育支援課長	酒井 宏
	統括指導主事	寺尾 千英
	統括指導主事	古舘 秀樹
	生涯学習課長	馬場 和昭
	八雲中央図書館長	増田 武

書記		小野塚 幸隆
		山東 隆博

(議事日程)

- |       |      |                                                |
|-------|------|------------------------------------------------|
| 日程第 1 | 報告事項 | 平成 3 0 年第 2 回区議会定例会一般質問通告について                  |
| 日程第 2 | 報告事項 | 生命にかかわる重大事態発生時対応マニュアル<br>(いじめ防止対策) (たたき台) について |
| 日程第 3 | 報告事項 | 茶華道体験教室の実施について                                 |
| 日程第 4 | 報告事項 | 平成 2 9 年度放課後フリークラブの実施結果について                    |

(午前9時30分開会)

- 教育長 第21回目黒区教育委員会定例会を開会いたします。本日の欠席委員、欠席職員はございません。署名委員は後藤委員です。  
それでは日程第1を議題とします。

(日程第1 平成30年第2回区議会定例会一般質問通告について(報告事項))

- 説明員 (資料により説明)  
○教育長 この件についてご質問等はありませんか。  
特にないようですのでこの報告を受けました。  
次に日程第2を議題とします。

(日程第2 生命にかかわる重大事態発生時対応マニュアル(いじめ防止対策)(たたき台)について(報告事項))

- 説明員 (資料により説明)  
○教育長 この件についてご質問等はありませんか。  
○委員 大変な力作だと思いました。細かいところですが、34ページのチェックリストですが、例えば、43ページは出典が書いてあるのですけれども、この34ページのチェックリストは、事務局で議論をされて作ったオリジナルのものという理解でよろしいですか。

- 説明員 本マニュアルそのものも、文部科学省から出ている重大事態発生時の調査にかかわるガイドラインから、引用できるものは引用していて、より具体的にしたものでございます。あくまでもこの内容に沿ってこのチェックリストを改めてつくらせていただいたというものです。

- 委員 こういうチェックリストがあるのは、とても大事です。現場は混乱状態になっているので、何をやって、何か落としていないかをチェックしていくのはとてもいいと思います。  
もし余力があったらですけれども、この後に、模擬ケースで実践してみると本当に実際に動いてやれるかどうかというのもわかると思いますので、検討してください。

- 説明員 年度内に事例を想定し、学校と教育委員会、区長部局と合わせ

た対応訓練をして、さらにこの中身について検証していきたいと思っております。

○教育長

いじめ防止対策推進法、目黒区いじめ防止対策推進条例に沿って対応していくマニュアルをつくるべきですので、発行者は、目黒区・目黒区教育委員会として、区としてつくるべきだと思います。改めて、総合教育会議の際にも申し上げますけれども、私としては、そういう認識を持っております。

それから、葛飾区長がいじめについての判断をされておりますけれども、学校としてはいじめの重大事態としては判断をしなかった。その学校の調査が不十分だという訴えが、葛飾区の教育委員会に文書で提出され、教育委員会としても、対策委員会を設置し、その対策委員会でも、いじめと死亡との因果関係についてはないという結論に達しています。

その後、区長に移っていくわけでありましてけれども、区長の付属機関である第三者委員会も、2年、19回に分けて調査をしており、その調査の結果、第三者委員会としては、遊びの範囲内で社会通念上のいじめには当たらないという判断をしたわけです。

その後、平成30年6月7日に、葛飾区長はいじめに該当するということで、第三者委員会の報告を覆し、最終的に区長が判断したわけです。

これは、いじめと自殺の因果関係を立証するというのが、いかに難しいかという典型的な事例だと思います。第三者委員会で19回にも及んで2年もかけて調査して、重大事態には当たらないといった結論を出したにもかかわらず、最終的な区としての見解は、最終的には区長が判断しますから、その判断というのは、難しくなってくると思っております。

例えば、世論もあるでしょうし、色々な要素が含まれてくるわけですがけれども、この葛飾区の事例も参考にして、今後、マニュアルの整備をさらにしていただきたいという強い願いがあります。これは要望です。

それから、タイトルですけれども、2ページではいじめの重大事態の定義をしています。児童等が重大な自殺を企図した場合、身体に重大な障害を負った場合ということですが、法律では財産のことも言っています。ですから、「生命にかかわる」というと、亡くなった場合だけをイメージするので、「生命等にかかわる」という表現にしていきたいと思っております。

14ページの1の教育委員会の開催への報告内容の(1)に、いじめの有無の判定があつて、アいじめがあつた、イいじめがなかった、ウいじめがあつたかどうか判定できないとあります。この、重大事態の該当や有無の決定が、アいじめがあつた、ウいじめがあつたかどうか判定できないといった場合に、重大事態と判断するというこの理解でいいのでしょうか。

それから、19ページの区長部局の対応なんですけれども、教育委員会がつくったものに、ここまで書き込んでいいものなのでしょうか。区長部局との調整はどうなっているのでしょうか。

○説明員

まず、本マニュアルが対象とする重大事態でございますけれども、例えば、財産等に重大な被害が生じた場合に関しましては、その財産をどの程度とみなすか判断をする必要があります、一定期間の検討、協議が必要だろうということから、今回は対象の外にした経緯がございます。

例えば、自殺、あるいは自傷行為で、自殺未遂に至ったようなケースに限って、緊急的に対応しなければいけないので、その事案に絞っての対応とさせていただきます。他の重大事態に関しましては、53ページに、緊急対策本部等設置要綱(案)をつけさせていただきますが、緊急対策本部以外に連絡会を設ける予定です。この連絡会には、教育委員会の事務局各課の職員が参加しまして、ここで、重大事態に相当するかどうかという協議をし、緊急対策本部での検討事項に発展していくというものでございます。

ですので、自殺等の生命に重大な危機が発生した場合には、すぐ緊急対策本部を設置するわけなんですけれども、財産等の重大事態に関しましては、連絡会で協議をしてから、教育長に報告し、本部の設置が必要であれば設置していくという流れにさせていただきます。

本マニュアルはあくまでも、生命に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合、児童が自殺を企図した場合、身体に重大な障害を負った場合に絞らせていただいたというところでございます。

2点目、14ページの1の(2)、重大事態の該当の有無についてでございますが、重大事態の中には疑いがあると認めるときも含めて重大事態としますので、こういったところから、いじめがないとわかった場合には、切り分けますが、いじめがあつたかどうか判定できない場合は重大事態と判断することとしたもので

ございます。

19ページの内容につきましては、事前に子育て支援部にも情報を提供し、ご意見をいただきながら進めております。今後も連携を密に図っていきたいと思っております。

○教育長

まず、繰り返しになりますけれども、2ページのいじめ防止対策推進法の重大事態の対処のところ、明確に、重大な被害が生じた疑いも含めて言っているわけです。財産については、これまで横浜市の事例では、200万円余の恐喝というのがあったわけです。目黒区でもないとは限らないわけですので、あえて外す必要はないと思います。重大事態が発生し、児童・生徒が自殺を企図し、生命にかかわる緊急かつ重大な事態であった場合に限定をしているので、法律よりも狭い範囲に定義しています。

300万とか200万とか恐喝されたら、子どもとしては、精神的ダメージが大きいわけで、それが次の段階として自殺の企図につながっていく可能性が十分あるわけです。ここをあえて外す必要性は为什么呢。「生命等」としたほうがいいと思います。

○説明員

財産について、重大な被害が生じた疑いがある場合についても、改めてこのマニュアルの対象にするよう、検討してまいりたいと思います。また、タイトルについても、財産を入れるということであれば、「生命等にかかわる」ということになりますので、加える方向で検討してまいりたいと思います。

○教育長

14ページのところの読み方ですが、教育委員会等における対応、1が教育委員会開催への報告内容で、2が関係者及び関係部局等への報告内容で、重大事態と判断した場合は、区長や、関係部署に報告するとあります。その重大事態の判断というのは、どういう判断ですか。アとウだけで決めるのでしょうか。つまり、いじめの認知件数が全部重大事態にみえます。

○説明員

生命等の重大事態が発生した場合に、それがいじめが関係していたかどうかというところの判断を、この緊急対策本部の中で行うわけですがけれども、教育委員会の緊急対策本部の中で実際に重大事態であったかどうか、いじめがあったかどうかということに関しては、あらかじめ、区長や区長部局に報告していくということで記載したものです。

○教育長

この第2章だけ読んでみると、理解ができませんでした。全体を通してということですね。まだ読み込みしていませんので、丁

寧過ぎるかもわかりませんが、このいじめの有無の判定については、括弧して、生命等の重大事態等があった場合のいじめの有無ということですね。

ですので、表現を工夫していただければ結構です。よくわかりました。この表現だけだったら、誤解を招くので、屋上屋を重ねるような表現になったとしても、そのようにしておいたほうがいいと思います。これは要望です。

- 教育長      その他ご質問等ございますか。  
                 特にないようですのでこの報告を受けました。  
                 次に日程第3を議題とします。

(日程第3      茶華道体験教室の実施について (報告事項) )

- 説明員      (資料により説明)
- 教育長      この件についてご質問等はございませんか。
- 委員      昨年度、茶道体験教室を何回か見学させていただきました。まず、昨年度、子どもたちにじっくりいっていないというか、講師の方の話し方も含めてですけれども、その当たりの課題は何か抽出されましたか。今年度はどのような形で生かす予定でしょうか。
- それから、確認ですけれども、実施する学校に関しては、学校自身が来てほしいと言って手を挙げたのでしょうか。
- あと、要望ですけれども、茶道体験の3回目は、ふくさなどを使うのですけれども、子どもたちには使いこなせていなくて、それを見ている子どもたちは、遊び始めたりとかしていました。奥の深いものなので、2回ぐらいに絞り、4校とか5校とかに広げて、茶道というものの体験、自分たちがお茶をたて、いただくぐらいまでのところを、多くの児童に公平に体験してほしいと思います。今年度も3校ということで、今後も変わらないのでしょうか。
- 説明員      昨年度の課題でございますが、導入時の工夫が必要であるというところで、講師のお話しする時間が長かったり、視聴覚資料が小さかったため、よくわからない部分があったりとか、お使いになる言葉が難しいといったようなことがございました。
- そのことにより、体験の時間を圧迫してしまったというところがございますので、打ち合わせの際には、説明の時間をなるべく短くし、体験に時間をかけていくということをお願いしながら進



めているところです。

学校の決め方でございますが、こちらは伝統文化の体験、全体を通して募集をかけておりまして、項目といたしましては、狂言のワークショップと和楽器の体験と茶道、華道の体験教室の4つの中で選んでいただく。特に、狂言のワークショップは22校で実施していくのですが、和楽器、茶道、華道につきましては、第一、第二、第三希望を出していただいております。

もちろん、希望されない学校もございますが、今回、茶道体験教室につきましては、希望された学校のうち、未実施の学校を優先しました。3校選びましたが、ほかにも11校の希望がございました。第一希望から順に、ほかの伝統芸能の希望が実施可能か、などとあわせて、総合的に決めまして、この3校となっております。

華道体験教室も希望の実施は14校ございましたが、同じように第一希望を書かれているところから順に、ほかの伝統芸能の希望が実施可能かどうかということとあわせて検討しまして、この3校となっております。

道具の使い方等、難しいものをやっていたというお話で、確かに、茶華道連盟とも打ち合わせをし、難しい部分があるので、3回にわたって深めていく、理解をしていけるのではないかとこのところ、3回にわたっての実施を考えております。

今回、華道体験教室もございますので、同様に、3回の体験を通し、深まりを昨年度同様、検証いたしまして、次年度、茶道、華道合わせまして、回数を少なく、多くの学校でやっていくのか、また、3回同じ学校でやって深めていくということがいいのかということ、実施した学校の教員等の意見なども聞きながら、児童の様子も見ながら検討してまいりたいと思います。

○委員

11校、14校の希望があったということで、来てほしいという学校の希望もあるということなので、3回で深めていくのがいいのかということ、検討していただきたいと思います。

私としては、公費ですので、費用対効果というところは、常に検証されることが必要になってきます。昨年行ったので今年も行います、ではなくて、よりよいステップ・アップになるよう、大変だと思いますけれども、教員の方と連絡とり合いながら、進めたいと思います。要望です。

○教育長

茶華道連盟と相談をしていただいて、今年度の検証をしっかりと

としていただいて、その上で、どういう方法がいいのか、今後検討していただきたいと思います。

- 教育長        その他ご質問等ございますか。  
                  特にないようですのでこの報告を受けました。  
                  次に日程第4を議題とします。

(日程第4        平成29年度放課後フリークラブの実施結果について(報告事項))

- 説明員        (資料により説明)  
○教育長        この件についてご質問等はございませんか。  
○委員         この放課後フリークラブを実施するということは、国から言われていることなのでしょうか。

「ランドセルひろば」は全校実施されているということですが、  
「子ども教室」に関しては、拡大、拡充を、目指している  
と思いますけれども、今のところ15校で、その残りの7校が  
ネックになっていると思います。なぜ「子ども教室」を展開  
できないのか、その理由があれば教えてください。

- 説明員        放課後フリークラブの「子ども教室」及び「ランドセルひろば」  
は国からです。ただ、国は、現在「放課後子ども総合プラン」と  
いうことで、そちらに移行するという事になっています。

これにつきましては、昨年報告させていただきましたけれども、  
今年度から区長部局に放課後子ども対策課ができて、平成31  
年度からモデル事業ということで、現在、検討委員会を組織し  
まして検討している状況でございます。

そして「子ども教室」ですが、現在、7校未実施ということで、  
一番のネックは運営体制ということで運営に携わる方がおられ  
ないという状況です。

私どもも、PTA等に働きかけはしていますけれども、なかなか、  
平日であったり、休日であったりということで、運営に携わ  
るスタッフが確保できないというのが大きなネックになっていま  
す。

- 委員         この「ランドセルひろば」の総児童数に対する割合にかなりば  
らつきがあるのですけれども、このばらつきは、運営上の問題な  
のですか。

- 説明員        「ランドセルひろば」につきましては、今、全校で行っており、

放課後、子どもたちが安全・安心な居場所づくりということで、自由に校庭を利用しています。学校によっては、自宅に帰る、あるいは、塾に行く、学童保育クラブに行くということで、学校によってさまざま差がございます。それによってばらつきがあるという認識でございます。

○教育長

1 ページ目の別紙の「ランドセルひろば」の事業実績が、28年度と比較して減少している理由として、天候不順と降雪などの要素があらうかとは思いますが、客観的に見てみますと、この東山小学校は、前年度172日実施しているところを58日です。参加児童数も5,118人が153人となっています。これは、東山小学校の工事の関係が影響していると思いますので、平成29年度の東山小学校の実施日数等については、改築工事の関係等で減っているということ、注意書きとして入れていただきたいと思えます。また、各学校の子どもたちの実情に応じてということがありますけれども、説明として弱いと思えます。

例えば、上目黒の175人とか油面の176人に対して、少ないところでは120人台のところがあります。50日開催日が少ないというのは、子どもたちだけの問題なのでしょうか。

○説明員

東山小学校の件でございますが、校庭が利用できない状況がございましたので、資料は注意書きで表示したいと思えます。

開催日数でございますが、学校によって差があるということ、すけれども、天候の関係あるいは校長先生、副校長先生が実際いないときは実施できないなど、学校によってそういう状況があり、多少差が出てくるという状況です。

○教育長

2点目ですが、子どもたちが塾へ行ったり、子どもたちの都合によって、この実施日数のばらつきがあるというように聞こえたのですけれども、今のお話だと、学校側の理由ともとれますけれども、どうでしょうか。

○説明員

最初にお話ししたのは、子どもたちの状況によって人数がどうなのか、そして、次は実施日数が学校によって差があるのはどうしてかということで、答弁しました。

ですから、子どもたちの状況によっては、学校によって参加人数が異なります。しかし、実施日数の差異については、学校の事情等も一部ございます。

ここにつきましては、再度、詳細を確認していきたいと思えます。

○教育長            その他ご質問等ございますか。  
                      特にないようですのでこの報告を受けました。  
                      以上で、本日の定例会を閉会とします。

(午前10時34分閉会)